

産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

【1】排ガスの性状等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値

●排ガスの排出濃度

排ガスの性状は、酸素濃度12%換算値として、以下のとおりとする。

- (1)ばいじん量 0.05 g/m³N以下
- (2)硫黄酸化物 K値=3.0 以下
- (3)塩化水素 150 mg/m³N以下
- (4)窒素酸化物 150 cm³/m³N以下
- (5)その他
 - ①ダイオキシン類 0.1 ng-TEQ/m³N以下
 - ②一酸化炭素値 100 ppm以下(1時間平均値)

●悪臭

表 悪臭に関する数値 (単位:ppm)

悪臭物質	敷地境界	悪臭物質	敷地境界
アンモニア	5	イソ吉草酸	0.01
メチルメルカプタン	0.01	トルエン	60
硫化水素	0.2	キシレン	5
硫化メチル	0.2	酢酸エチル	20
二硫化メチル	0.1	メチルイソブチルケトン	6
トリメチルアミン	0.07	イソブタノール	20
アセトアルデヒド	0.5	プロピオンアルデヒド	0.5
スチレン	2	ノルマルブチルアルデヒド	0.08
プロピオン酸	0.2	イソブチルアルデヒド	0.2
ノルマル酪酸	0.006	ノルマルペンチルアルデヒド	0.05
ノルマル吉草酸	0.004	イソペンチルアルデヒド	0.01

注:愛知県における規制基準「3種地域」

●騒音・振動

表 騒音・振動に関する数値

	騒音(db)			振動(db)	
	昼間	朝・夕	夜間	昼間	夜間
	8～19時	6～8時 19～22時	22～6時	7～20時	20～7時
敷地境界	70	70	65	70	65

【2】排ガスの性状等の測定頻度に関する事項

●排ガスの測定頻度

- (1)ばいじん量 2回/年
- (2)硫黄酸化物 2回/年
- (3)塩化水素 2回/年
- (4)窒素酸化物 2回/年
- (5)その他
 - ①ダイオキシン類 1回/年
 - ②一酸化炭素値 1回/年

●放流水の測定頻度

処理に伴い生ずる排水はないので測定無し。

【3】その他の産業廃棄物処理施設の維持管理に関する事項

●騒音・振動

西尾工場敷地境界で以下のとおり測定を行う。

騒音 昼間(2回/年) 夜間(1回/年)

振動 昼間(1回/年)

●施設周囲の囲いの点検

西尾工場敷地を1回/日以上、工場周囲を巡視する。

●廃棄物の性状

・汚泥 1回/年 溶出試験 ・廃油 1回/年 成分試験